

## 港湾環境整備負担金制度について

### 1 負担金の趣旨

港湾は、船舶貨物の流通の場であるとともに、生産活動を初めとして様々な活動が行われている所であり、他の地域と比較して事業活動の集積が著しくなっています。このため、港湾の環境整備および保全のために必要な事業の効果は、港湾で事業を行う事業者に及ぶこととなります。

環境整備負担金は、臨港地区および港湾区域内において、1万㎡以上の工場または事業場で事業活動を行なっている事業者に対して、法律、条例に基づき、市が実施する港湾の環境整備および保全のための事業費の一部負担を求めるものです。

### 2 法的根拠

港湾法第43条の5

北九州市港湾環境整備負担金条例

### 3 制度の概要

#### (1) 負担対象工事

以下に掲げる北九州市が実施する工事のうち、市長が指定するものです。

なお、指定の手続きは、地方港湾審議会の意見を聴いて告示を行います。

**ア** 港湾環境整備施設(1)、港湾公害防止施設(2)の建設・改良のための工事

**イ** 港湾環境整備施設、港湾公害防止施設の維持のための工事

**ウ** 港湾における漂流物の除去とその他清掃、港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理、港湾における汚濁水の浄化のための工事

1) 芝生、植栽、さく、通路、広場、水道、休憩所、便所、駐車場、照明設備、護岸、擁壁、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等、港湾の港湾環境の整備のための施設をいいます。

2) 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設をいいます。

#### (2) 負担割合

原則として(1)に掲げた工事の2分の1ですが、北九州市では工事の性格により、次のように負担割合を定めています。

**ア** 港湾環境整備施設、港湾公害防止施設の建設・改良のための工事

臨港地区内の事業者が利用する頻度の高いもの 1 / 3

一般市民の利用する頻度の高いもの 1 / 8

景勝地・観光施設としての位置づけを持ち、市外からの利用など

相当多数の利用が見込まれるもの 1 / 16

- イ 港湾環境整備施設、港湾公害防止施設の維持のための工事 1 / 2
- ウ 港湾における漂流物の除去とその他清掃、港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理、港湾における汚濁水の浄化のための工事 1 / 2

### (3) 負担対象事業者

負担対象工事の完了した日に現に負担区域にある工場または事業場であって、負担区域内の敷地面積（水面を含む。以下同じ。）の合計が、1万㎡以上の事業者。

### (4) 負担区域

負担対象事業者およびその負担額を決める場合に基準となる区域が負担区域となります。工事の種類によって次のように定められています。

- ア 港湾環境整備施設、港湾公害防止施設の建設・改良および維持のための工事  
臨港地区
- イ 港湾における漂流物の除去とその他清掃、港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理、港湾における汚濁水の浄化のための工事  
臨港地区および港湾区域

### (5) 負担金の確定および徴収

負担対象事業者の負担区域内の敷地面積の合計や負担対象工事費に基づき、市長は負担対象事業者が納付すべき負担金の額を確定します。

確定後、遅滞なく負担対象事業者に通知を行ないます。

通知を受けた負担対象事業者は、納入通知書に定める納期限までに負担金を納入することになります。